

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 第 57 回制度検討作業部会

日時 令和 3 年 9 月 24 日（金） 17：00～19：00

場所 オンライン開催

1. 開会

○小川電力基盤整備課長

それでは、時間となりましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の制度検討作業部会第 57 回を開催いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。本日もウェブでの開催とさせていただきます。

本日より、座長に大橋委員をお願いすることになります。前回をもちまして横山座長が退任されまして、新しく大橋委員に、この制度検討作業部会の上にあります電力・ガス事業分科会長の山内分科会長の権限によりまして大橋委員が座長にご指名されていることをご報告いたします。

本日、秋元委員におかれましては、18 時 45 分ごろに早めにご退席ということ、それから、電取の佐藤事務局長におかれましては本日ご欠席、そして、広域機関からは山次様がオブザーバーとしてご参加いただいているというところであります。

では、まず初めに、新しく座長にご就任いただきました大橋委員から一言ごあいさつをいただきまして、その後、議事進行を大橋座長にお願いしたいと思っております。大橋先生よろしくお願いたします。

○大橋座長

ありがとうございます。皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました大橋と申します。横山先生、これまで座長を務められて、急遽バトンタッチということで、横山先生ほど差配もうまくできるかよく分からないんですけど、取りあえず皆さんのご意見しっかり踏まえて、議事進行できればと思っていますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議事次第にあるように、全てで三つの議事がございます。非化石取引市場について、今後の供給力確保策について、需給調整市場についてということでございます。

まず、早速ですけれども、議題の 1、非化石取引市場についてということで、資料の 3 を用いて事務局からご説明いただいて、その後、皆さんと討議をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○小川電力基盤整備課長

それでは、事務局、資源エネルギー庁電力基盤課長の小川ですけれども、まず最初に、資

料3-1、続いて3-2に沿って非化石価値市場に関してご説明いたします。

まず、資料の3-1になります。スライド1にあります、初めにでありますけれども、これまで新しく創設します再エネの価値の取引市場、FIT証書を取引していくことになってまいりますけれども、前回は、その取引の最低価格の水準などをご議論いただきました。今日は、この最低価格の水準の他、残る論点、有効期限などについてご議論いただければと思っております。

また、併せてということでは、後ほど会計税務上の取り扱い、あるいは需要家による証書の活用方法などについてもご報告したいと思います。

まず、最初に、価格水準ということで5スライド目をご覧ください。

前回の本作業部会において、一つの具体的な数字の範囲としまして、0.3~0.4円キロワットアワー当たり、こういった水準を基本として検討を深めるということについてご賛同いただいたところであります。

今日は、それを踏まえて具体的に最低価格をどの水準に設定するかという点、ご議論いただければというふうに思います。

スライドの方、少し飛んでしまいますけれども、スライド13をご覧ください。基本的な考え方のところであります。そもそも今回の検討の契機というところで言いますと、最初のポツに記しておりますような再エネ価値に対する需要家のアクセス環境、それから、利便性向上という観点で市場創設についてをご議論いただきました。この市場における価格形成ということと言いますと、本来的には需給バランスにより決まることが望ましいというところではありますが、足元では、このFITの証書、供給量としましては、全電力需要の約1割、1,000億キロワットアワーに達している中で、需要の方はまだそこまでは至っていない。足元、これまでの取引で言いますと、10億、20億キロワットアワー程度ということ、需給関係で言いますと、大幅に供給が上回っている状況があったということがあります。

今回、この最低価格というのを大幅に引き下げることで、需要をある意味供給とバランスさせていただくということが求められている中で、一つは海外の類似制度との比較の話、その他、これまで他の制度、それから、高度化法の市場との価格差の話、そういった点も踏まえて0.3~0.4円という形での前回お示したところでもありますけれども、最終的にどの水準にしていくかといったときには、やはりこの市場を本来あるべき姿に近づけていく、具体的には、需給バランスにより価格が決まっていくということが重要であるということと考えますと、需要をしっかりと拡大していくということが大事ではないかというふうに考えられるところであります。

そういった点を踏まえますと、0.3~0.4円という幅の中で言いますと、より需要を拡大していくという観点で、これも取引開始当初の暫定的な措置というところでもありますけれども、0.3円ということではいかがでしょうかというのがこの13スライドのまとめになります。

これに対して、これまでもいただいていたご意見で、さまざまな懸念が示されております。それに対する考え方というところを14スライドに記しております。

一つ目は、再エネ投資にネガティブな影響という点。FIT証書の価格が低いことで、自ら再エネ投資をするよりも安いFIT証書を買うということで、実質的に、例えばRE100をコストが低く達成できてしまうといった懸念があるところでもあります。

一方で、実際、需要家において、どういう状況にあるかといいますと、ここは需要家それぞれの取り組みによって違って来るわけではありますが、証書の購入で達成すればそれで終わりということではなくて、むしろ、再エネ電気の利用拡大をしようとする需要家は、証書が安いから投資をしないということでは必ずしもないというところかというふうにご考えております。実際には、意識の高いといえましょうか、それだけ投資家との関係でも、より、言ってみれば証書で達成するだけではなくて、自らどういった投資を行っているのかというところまで意識していく需要家においては、引き続き投資を目指していきますし、逆に、そこまででない、まずは自ら購入している電気を少しでもその中での再エネ比率を高めようということであると、そういう需要家はこの証書を購入していくという、それぞれの企業の段階に応じてのものかというふうにご考えているというのが1点になります。

2点目の類似の制度への価格水準への影響、これもやってみなければ分からないというところがありますけれども、それぞれの制度での需要家がどのような取引がなされているかという点を見ていきますと、必ずしも完全に重なっているわけではない、需要家のニーズに応じた使い分けがなされているところもありますので、そういった意味では、ここでのFIT証書の価格水準によって他の制度の価格水準が直接的に大きく影響を受けるわけでは必ずしもないかなというふうにご考えているところでもあります。

さらなる懸念ということでは、この場で特にオブザーバーの方々からいただいたご意見としまして、高度化法の市場との価格差ということがありました。15スライドになります。先にこの8月からオークションが始まっております高度化法の市場では、最低価格を0.6円としていたということがあります。そことの差額が大きいと、こういったコストを需要家から回収することがこれまで以上に困難となる可能性があるといったご指摘があったところです。

これに対して、需要家の理解の大前提の下に高度化法というところで課せられている義務を達成するためのコストというものを機動的に回収するための方策として、一律に需要家に負担を求めるといったことが考えられるところでもあります。

他方、この差額分に限らず、高度化法の市場でのコスト、最低価格0.6円というところについて、全てをトータル丸々需要家に負担を一律に求めていくという点は必ずしも妥当でないというふうにご考えられるところでありまして、需要家が購入した非化石の証書というものに関しては、その部分に関しての費用回収というのは、なされるわけですので、0.6円丸々ということではなくて、これだけの非化石、高度化法ですので非FITのところでの証書を売却、その電気を購入、需要家がしたかによって実質的な小売の負担の額というのが変わってくるというのが三つ目のポツにある点であります。

さらに四つ目のポツにありますのは、これはこれまでもオブザーバーの方々からご指摘

ありました、そういった非化石電気の販売動向とは無関係に、いずれにしろ両証書の価格差というのは、これは回収が難しくなるのではないかというご指摘でありまして、この点については、それぞれの取引の実態、特に、非F I Tのところにつきましては、市場だけでなく市場外の取引もなされるようになりますので、そういった取引の実態などを踏まえながら、どの部分がコスト回収ができないところなのかというところを見極めていく必要があるかなというふうに考えているところであります。

続きまして、個別の論点二つ目以下、一つは証書の有効期限、これにつきましては18スライドをご覧くださいと思います。

有効期限は、特に需要家サイドからは、現行の一定の期限全て6月末ということではなくて、例えば、海外でも一般的なような一定の1年間、それが取得か発行かというのはありますけれども、一定期間で有効期限を設けるということではどうかというところのご意見もいただいているところであります。

その方向性自体は目指していきたいところではありますけれども、11月から始めるオークションにおいては、まだなお整理すべき点が幾つかありまして、例えばということ言いますと、温対法上のCO₂排出の報告の仕方といった点、さらに、証書の口座の管理、ここはシステム上の対応になってきますけれども、こういった点、まだ準備が整っていないというところがあります。

また、税務上の論点というのにも留意する必要があるということがありまして、最後のポツに記しておりますけれども、この11月から始める取引においては現行同様としつつ、方向性として有効期限を設けていくという方向を目指しながら、しっかり検討を深めていってはどうかというふうに考えております。

続きまして、論点三つ目、F I T証書の売れ残りということで21ページに記しておりますが、ここはこれまでと同様の扱いでどうかというところでもあります。

現在、F I T証書は、そのほとんどが売れ残り、その結果として売れ残った部分は小売の事業者の販売電力量のシェアに応じて配分されて、各小売事業者のCO₂排出係数に反映されております。

そういった意味で、売れ残ったもののゼロエミ価値というのを埋没させずに、全ての需要家に配分されるように、現在と同じ扱いでよいのではないかとこのところでもあります。もちろん、売れ残りというのが、今はもうそのほとんどが売れ残っているというところでもありますけれども、今回、この価格水準を大幅に引き下げることで、結果的に売れ残り量というのが減るとというのが期待されるところであります。

また、最後のポツになりますけれども、この配分された無償のゼロエミ価値というのは、需要家には訴求できないという点は、これまたこれまでと同様というふうに考えております。

続きまして、仲介事業者ということで25スライドをご覧くださいと思います。

仲介事業者につきましては、これまでさまざまなご意見をいただいております、その範囲、

どういう事業者がなれるかとか、その場合の規律はどうかといった点、スライド 27 ページ以下にこれまでの資料を付しておりますけれども、こういったこれまでのご議論を踏まえて、今、卸電力取引所の方で規定に反映させるべく検討中でありまして、その素案というものを 25 スライドにまとめているところであります。

ポイントを幾つかご説明します。まず、一つは、会員資格とあります。需要家、ここでは仲介事業者ですね。仲介事業者がどのような事業者がなれるかというところ。(1) 小売、発電、送配電とありますが、これは現行、卸電力取引所の会員になれる会員資格でありまして、それに加えて、新しく法人というカテゴリー、そういった意味ではかなりハードルの低い、個人は駄目だけれども法人であればオーケーというのが、まず入り口のところの会員資格になります。その上で、資産の要件、途中、純資産といったところもお示ししていますけれども、現在の検討状況で言いますと、単一の形式的な基準というよりは、収支計画、あるいは貸借対照表、損益計算書などで財務の健全性、例えば最低限の現預金は確保されていますよねといったような点を確認していくというのが入り口段階での要件になります。

それから、二つ目、義務といったときに記録の義務とか、報告の義務、こういった点を規定に記していくということで、併せて、違反した場合に取引の停止にも至り得るというところを規定上明確化することが今検討されているところであります。

あるいは、取引の規律というところでは、仲介事業者による需要家への説明ですとか、転売というのも、これまでどおり基本的にこれを行えないという価値での整理を考えておりましたので、そういった点は一番最後のところにあります取引範囲というところでそういった転売禁止といったところに違反しないというのを規定上規律していければというふうに考えております。

それから、参考ということで 33 スライドになります。会計、政務上の取り扱いになります。

これまでの扱いということで言いますと、34 スライドにまとめておりますけれども、電気とセットで取引するということでの整理がなされておまして、今回、証書という形で電気と区分しての取引が可能にはなりますけれども、基本的な費用処理の考え方などは、これまでの整理から大きく変わるものではないのではないかとこのように考えております。

ただ、私どもの方で税理士の方々にご意見をお伺いした範囲で言いますと、幾つか留意点はありますと、特に、電気と切り離れた証書の取引が可能となるという点におきまして、例えば、(1) に書いておりますような消費電力量との関係でありまして、需要家の場合に、自らの消費電力量を大きく上回って購入した場合に、これを費用処理するのは難しくなるんじゃないかといった点があったり、それから(2) にありますけれども、証書の取引価格、これが市場外での取引、市場価格から大きく乖離した場合には、その価格の妥当性についての説明を求められる可能性があるのではないかと、こういったご指摘をいただいているところであります。

最後、同じく参考ですが、需要家においての証書を直接調達した場合の活用方法について

36 スライド以降にまとめております。ここでは排出係数ゼロエミ価値のところ、この具体的なところはこれからの検討というところではありますけれども、基本的な方向性、購入した証書について、それ見合いの消費電力との関係で、ゼロエミ価値を活用していく、その算定方法については、これからの議論ではありますけれども、基本的にはFIT証書分に全国の平均係数というのを乗じていくということなどが考えられるというふうに思っております。

ただ、ここで、最後三つ目のポツのところにありますけれども、ここはあくまでこのFITの再エネ証書というのは、電力に関するCO₂排出量、外部から購入する電力に関するCO₂排出量に関してのゼロエミということでありまして、自ら直接排出するCO₂というところに対しての利用はできないという整理は、これは従来と同様というふうに考えております。

こういったCO₂排出との関係など、あるいは、RE100における再エネ調達方法など、以下、参考資料として付していきまして、あるいは、FIT証書の、特に需要家サイドから聞かれることも多い口座管理の仕組みなど、これは42ページ、あるいは、二重償却の防止策ということで現在検討をしておりますこれまでの仕組みというのが43ページなどにお示ししているところであります。

最後、今後のスケジュール45スライド目になりますけれども、本日も議論いただいたことを踏まえて、来月上旬には取りまとめという形にしてパブリックコメントに付していきたいというふうに考えております。並行して、特に需要家、あるいは仲介事業者向けのご説明というのをしっかり行った上で、11月中下旬に予定されております初回のオークションに向けて準備を進めていければというふうに考えております。

以上が資料3-1でありまして、続きまして、資料3-2をご覧くださいと思います。

20年度の高度化法に基づく達成計画の報告、ここは毎年行っているところではありますけれども、主な点で言いますと、まず一つは、2ページ目にありますけれども、対象事業者ということでは販売電力量5億キロワットアワー以上ということで計65社からの計画の提出があったというところがあります。

そして、これらの事業者が2020年度から中間目標値というのが設定されまして、それに対してどれだけ達成していたかというのをまとめたものが5ページ目になります。

この目標値の通知、50社対象の目標値に対して、その達成状況ということで言いますと、約7割が達成率80%以上というところでありました。そもそも今回の制度見直しの議論、年明け以降始まる中で、初年度20年度の言ってみれば買い控えみたいなものがないかという点も懸念されていたわけですが、それに関して言うと、初年度80%以上を達成している事業者が7割あったというところではあります。

一方で、5ページの表にもありますけれども、20年度達成率が20%未満という事業者、あるいは40%未満という事業者、合わせて1割程度ありますので、いずれにしろ、これは全体3カ年の評価ですので、初年度だけをもって何か言えるものではありませんけれども、

今回初めてまとめた初年度の達成率ということで言うと、この5ページの表にあるような状況になっております。

資料3-2につきましては、以上でありまして、1と併せて非化石市場をご議論いただければと思います。事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。それでは、ただ今ご説明あった資料3-1と3-2の内容について、ぜひご発言お願いできればと思います。チャット欄にお名前、発言希望、何か示していただければ私の方から指名をさせていただきます。発言順は、委員、オブザーバーの順番で発言を基本的にしてもらいたいということでございますので、そういうふうな形で進められればなというふうに思っています。

そういうことで、ぜひご意見、あるいはご質問も含めていただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは、廣瀬委員お願いをいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

はい、大丈夫です。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。資料3-1の四つの個別論点に関して申し上げます。

一つ目の価格水準について、最低価格に関しては、前回の第56回のこの会議におきまして、キロワットアワー当たり0.3~0.4円を基本として検討を深めていくということになり、その幅の中から今回当面の暫定措置として0.3円としてはどうかという事務局からの案をいただきました。

再エネ価値取引市場を始めてみる際の案として、今回の事務局の0.3円を最低価格とするという提案に賛成いたします。

これまで多くの意見が出された中で、今回の0.3円という提案の根拠として、資料の中でさまざまにご説明してくださっています。なかなか決め手となる根拠を示すのは難しいと思いますが、本来であれば最低価格等を決めずに、市場における価格形成に任せるというのがあるべき姿であって、今回は当面の暫定の措置だということだと思います。

そこから考えれば、もちろん市場取引そのものとは異なりますけれども、資料3-1の7ページで説明されているアンケート結果、この読み取り方もさまざまあるかとは思いますが、ここで0.1~0.3円という価格を許容するという意見が相当程度あることが示されています。これなども勘案して事務局案の0.3円に賛成する次第です。

そして、今年11月から試行的な取引を行ってみて、もし何らかの予想外の事態が、問題が生じるようなことがあれば、また適宜柔軟に見直していくということが重要かと思いません。

また、高度化法義務達成市場の取引の動向の方も併せてよく見た上で、高度化法義務達成のコストについて需要家の負担を求める方策に関しては、資料の15ページの最後の箇条書きにありますように、引き続き検討していくということで結構だと思います。

個別論点の二つ目のFIT証書の有効期限について、三つ目のFIT証書の売れ残りの扱いについて、四つ目の仲介事業者の要件について、事務局の考え方、事務局の検討の方向性についてそれぞれ賛成いたします。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。オブザーバーの方も結構ですので、ご発言希望があればぜひチャット欄に書いていただければと思います。いかがでしょうか。それでは、安藤委員お願いいたします。

○安藤委員

安藤です、よろしくお願いします。

資料3-1の13ページ目、今、廣瀬委員からご発言ございましたように、最低価格について、私も結論としては、この0.3円を暫定措置とすることに賛成です。ただし、13ページ目の下から二つ目の説明で、0.1~0.3円と0.4~0.6円で需要量に大きな差異があるということを経由とするのには少しか違和感を感じておりました。これが0.1円、0.2円、0.3円と、例えば0.1円刻みでアンケートを取っていて、それで0.3円と0.4円のところで大きなギャップがあるというのだったら理解できるのですが、こういうふうには0.1~0.3、0.4~0.6と幅を取ったもののうち0.3と0.4を比較して、そこにギャップがあるという言い方は少し現実を捉えていないのではないかと。あくまで、0.1~0.3というインターバルに入っている値と、0.4~0.6の比較です。というわけで、例えば、これを0.2~0.4と0.5~0.7の比較とすれば、0.4と0.5の間に差はありますみたいな形になりかねないので、この辺り、今後、需要家アンケートのやり方についても、より適切な方法がどういうものかということをご検討いただければと思っています。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございました。小宮山委員お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。ご説明ありがとうございました。私からは、スライド13の最低価格の水準につきまして、1点だけご意見申し上げたいと思います。

今回、ご提案をいただきました取引開始当初の暫定措置として0.3円との価格水準でございますけれども、決めることが大変難しい価格水準だったかと思っております。しかしながら、事務局様の方で国際的に競争力のある価格水準の実現、高度化法市場との市場価格差の問題への配慮、再エネの投資への配慮など、諸問題に対してバランスの取れた暫定的な最低価格水準であると思っておりますので、賛同させていただきたいと思っております。

また、需給がバランスするまでの当面の措置とのことでございますので、引き続き、まずは需要の拡大、そして、供給の持続的な拡大への検討を深めることが大変重要と思っている次第でございます。

また、資料にご記載のとおり、需要家の負担を求める方策に関しましても、引き続き継続的にご検討いただければというふうに思っております。

私の方から以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。秋元委員お願いします。

○秋元委員

秋元です。よろしくお願いします。ご説明いただきましてありがとうございます。

今も議論があった最低価格でございますけども、スケジュールを考えると今日決めないといけないということなんだというふうに理解しています。そういう意味で、前回 0.3～0.4 円ということで、そこを中心に議論するというところでございます、今回その下限の方をご提示いただいたということだと思います。

ただ、まず、なかなか難しい問題なので、何か決めないといけなくて、決定的な根拠がなかなかないのかなというふうには思っているところでございます。

ただ、安藤委員もおっしゃったところは私も気になっていて、ちょっと資料の書きぶりとして、13 ページ目ですね、0.1～0.3 というところを取って、それと 0.4～0.6 円を取って、そこにアンケートで大きな差があるからという論拠は、ちょっとあまりに乱暴かなという感じで思って聞きました。

個人的なことを申し上げますと、私は高めの 0.4 から始めた方が、全体的なこれまでの経緯との比較という部分、継続性ということを考えると、高めから始めた方がいいんじゃないかと思っていますので、0.4 円の方がいいかなというのは個人的な感想でございます。

あと、やはり、まず、前にも申し上げましたけども、表示の価値、表示をどうするかというところがちょっとまだ今回も示されているわけではなくて、要は、再エネ価値取引市場の方は、FIT で追加性があるわけではないと、そして、高度化法の方は追加性があるということでございますので、そこに証書の価値の違いというものを表示の部分で表すことができると、ある程度この価格差というものが正当化できるということでもあるので、そこをセットで考えるんだったら差がそれなりにあってもいいかなという感じがするんですけども、そこがまず決まっていないと、ご提案いただいていないということもありますし、あと、ここでも何度も申し上げますけども、負担をどうするかということに関しても、まだ継続検討ということになって決まっていないということも考えると、そういうもろもろのことを考えると 0.4 円から始める方がいいんじゃないかなというふうには思いましたけど、ただ、0.3～0.4 円ということで、今回決めないといけないということで事務局ご提示だったということだと思いますので、皆さんの委員の意見で 0.3 でいいということであれば私も従いたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。もしオブザーバーの方もあれば、先ほど申し上げたようにぜひチャット欄にいただければと思います。なさそうですか。あるのかな。それでは、エネットの竹廣オブザーバーをお願いします。

○竹廣株式会社エネット取締役需給本部長

エネットの竹廣です。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

聞こえます。

○竹廣株式会社エネット取締役需給本部長

2点申し述べさせていただきます。

1点目は最低価格の話ですが、これまでもございましたけども、15ページでご指摘いただいていますとおり最低価格を0.3円/kWhとした場合に、高度化法達成市場の最低価格であると0.6円/kWhとの値差0.3円が小売にとって追加的な法令対応コストとなり、これは経営上も大きな負担となります。

弊社において、この値差による追加的な負担規模をざっと試算しますと、今年度分だけでも数百万、数千万の規模ではなくて、年間数億円のレベルで負担が乗ってくるということになります。これは今後のエネルギー基本計画との関係も視野に入れますと、高度化法の義務達成に向けて、さらに未回収のお金が拡大していくということが想定される場所です。

転嫁の話につきましては、前回の中間取りまとめに継続的に検討するというふうにされていたわけですが、本日の議論にもありますとおり、まだ結論が出ていないという状況です。制度変更に伴う追加的な負担の規模や、転嫁の話の進捗（しんちよく）も考えますと、今回の最低価格の議論については、まずはより値差が小さくなる水準からスタートをいただくよう、ご考慮をお願いいたします。

もう1点は、仲介事業者の要件についてですが、資料3-1の24ページのところで、これは前回も指摘をさせていただきましたけども、仲介事業者がそれぞれ独自に記録したものを根拠にするといったことではなくて、やはり客観的に立証することが市場取引の信用にも大きく関わるというふうに考えています。この市場制度は、参加者や参加要件、それから義務とか取引規律など国としてきめ細やかに設計して取り決める証書市場です。ゆえに、そこで取引される証書の信頼性も、この制度設計のさじ加減によって作り上げられていくものだというふうに考えています。需要家を含めて、多くのプレイヤーが参入することになるこの市場ですので、再エネ価値の信頼性が維持されるように、共通の証明書発行なども含め、証書の価値、あるいは、信頼性といったものを客観的に立証する手立てにつきましても、国の方で主導いただくことを要望させていただきたいと思います。

その他の論点につきましては、事務局案に賛成したいと思います。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。それでは、次に、関西電力の小川オブザーバーをお願いします。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

関西電力の小川でございます。聞こえていますでしょうか。

○大橋座長

はい、聞こえています。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

では、申し上げます。私からは、最低価格に関しまして1点申し上げたいと思います。

今回、11月からの本市場での試行実施、行う必要がある中で、本日、暫定的な成立をして最低価格を0.3円キロワットアワーとすることについては異論ございません。

ただ、この最低価格をどうやって決めるかということについては、本日もご説明いただきましたが、6ページにも記載されてありますように、需要家のアクセス環境の改善というのが大きなテーマでございますが、一方で、6ページで言いますと、二つ目のチョボですね。ここに書いていますような、他の制度の影響等、これも考慮すべきであると、こういうことだと思います。

まず、今回、判断材料として、主に需要家ニーズの、そのアンケート結果というのを活用されているというわけなんですけど、これは7ページのアンケート結果を見まして、0.1~0.3の間と、0.4~0.6の間で開きが大きいと、これはこのアンケート結果はそうだということだと思うんですが、これは実際の証書を買うという行動をする場合、やはりそれぞれ買いたいと、0.3円以下であれば買うよとおっしゃっている需要家の皆さんが、仮に最低価格0.4円だったら、じゃ、買いませんということなのかどうかということについては、少し実際の購入量の開き、希望する金額であるということと、実際に買うニーズがある、購入ニーズがある需要さんが買うという場合には、やはり少しこれだけの差が開くのかなと、同じような開きが生じるとは限らないのではないかという点には留意が必要ではないかというふうに思うところです。

この点もそうですし、あと14ページにもご整理いただいておりますけども、本当に非FIT再エネ投資でこちらに影響がなく、今回のエネ基の目標に向けて非FIT再エネ投資が今後堅調に推移するのとか、あるいは、Jクレジット等の類似制度の取引価格、あるいは取引量、こういったものが低下するような悪影響がないのとか、あと、もう一つ、今回FIT賦課金の国民負担の軽減ということも、これは国民が負担したFITということですので、この軽減に十分つながっているかということも、やはり今回こういう仮説で整理をいただいておりますが、実際にどうなるかということについて、今後しっかりと検証をしていく必要があるかと思っております、その結果に応じて柔軟に見直しを行うということも必要かというふうに思います。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。次に、渡辺オブザーバーをお願いします。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員

渡辺でございますが、聞こえていますでしょうか。

○大橋座長

はい。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員

取りまとめありがとうございました。私からは1点、価格水準における需要家の費用負担のところについて密接に関係すると思っておりますので、そこについて1点だけコメントさせていただきます。

高度化法義務達成市場との価格差、これを需要家にご理解いただく方策というところについては、『今後の取引動向を見極めつつ、引き続き検討を行うということとしてはどうか』とまとめていただいておりますが、非化石価値取引市場の最低価格の妥当性というものを見るに当たっては、やはり何度も申し上げていますが、高度化法義務達成市場の取引価格との値差、ここの関係性が非常に重要だと思っております。

ご案内のとおりで、高度化法義務達成市場は既に8月から取引が始まっておりまして、今回、この非化石価値取引市場のオークション、これが先ほどの予定表で見ますと11月からとなっております。仮に、具体的な対応策が決まったとしても、最終的には小売事業者が需要家に個別に理解を得ていただいて回収するというような形になってしまうと、非常に時間のたった、過去にさかのぼってのお願いというのは、皆さんもご案内のとおりかと思いますが、商売としては非常に厳しいことになっていくと思っております。

本件、この値差は、コンプライアンスのコストでございますので、事業に直接影響する内容でございますので、引き続き検討を行っていくのはもちろん、オークションの開始からあまり時間がたって遅れるようなことがないように、ぜひ早期に具体的な対応を決めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続きまして、イーレックスの上手オブザーバーをお願いします。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

上手でございます。聞こえてますでしょうか。

○大橋座長

はい。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

私からは、資料3-1、3-2、それぞれ一つずつ意見を申し上げたいと思います。

まず、3-1の個別論点1の価格水準でございます。15ページのところに需要家の費用負担に関する方向性というのをお示ししていただいておりますけれども、ぜひ早期に具体的な検討を進めていただければと思います。

その際に、やはり価格差の検討をしていくことになると思うんですけども、高度化法達成市場の市場外での取引というのは、ぜひ注意深く見ていただきたいと思います。もし、市場外で最低価格以下の取引が行われているという場合は、最低価格の 0.6 円を引き下げるといふ議論も今後必要になってくるはずであるといふふうに考えております。

その上、今回、再エネ取引市場の最低価格について、事務局からは 0.3 円という案をお示ししていただいたわけなんですけども、先ほどのように、コストの負担の議論が見えていない現状ですので、小売事業への影響緩和という意味では、いま一度 0.4 にしていただけないかという思いはございます。正直ございます。

7 ページのグラフの話も出てきておまして、あたかも、これ、0.3 円なら需要が大量に出てくるというふうに見えますけれども、実際には 0.1 円とか 0.2 円の需要も相当量あって、誤った判断となる可能性もあるのではないかというふうに思っております。

それ以外の資料 3-1 についての論点については賛成させていただきます。

それから、資料 2 の高度化の計画達成の報告なんですけども、5 ページについて少し細かいコメントで申し訳ないんですけども、ご記載の高度化法の 3 年平均評価、これについて単純平均でいいのか、需要が変わっていく中での加重平均になるのか、それから、複数の小売事業者を 1 社が束ねているという場合に、個社ごとに達成する必要があるのか、グループで達成していればよいのかというような、共同調達の仕組みについては、今年、来年の高度化法達成市場における調達量、これを検討する上で、ちょっと細かいようなんですが、大切な事項かと思っております。実務ベースでも構いませんので、ぜひ議論をお願いしたいと思っております。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。次に、中部電力の花井オブザーバーお願いします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力花井でございます。聞こえてますでしょうか。

○大橋座長

はい。聞こえています。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

ありがとうございます。試行的取引を 11 月から始めることを踏まえ、今回の事務局の提案には賛同します。実務の開始に向け、JEPX 規程の改訂など、まだ検討が必要のところがあると思います。速やかな検討と、規程類等の公開、また、国におかれてもホームページ等も活用した需要家の非化石証書制度に対する理解が促進されるようお願い申し上げます。

加えて、15 ページの需要家の負担を求める方策についてのご願いになります。高度化法の非化石電源比率に関する目標設定は、日本全体の非化石電源の維持拡大および将来の脱炭素化に資するものであり、国民全体に裨益することになると考えます。そのため、小売電

気事業者が高度化法義務達成市場や、相対で非F I T非化石証書の購入に要した費用を支払いますが、小売電気事業者に課せられる高度化法義務達成のための費用はコストとして電気料金に織り込まれ、最終的には広く公平に需要家にご負担いただくことが適切と考えます。

従いまして、需要家間の公平性も踏まえ、高度化法義務達成のためのコストを適正に需要家に負担を求める方策の引き続きの検討はもちろんのこと、早期に検討いただきますようお願いいたします。

なお、電気料金の反映には需要家の理解が必要不可欠のため、国による高度化法の目標達成に関する理解促進についても併せて検討いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて、東京ガスの石坂オブザーバーお願いします。

○石坂東京ガス株式会社エネルギー需給本部電力事業部長

ありがとうございます。東京ガスの石坂でございます。複数のオブザーバーからご発言いただいた内容の繰り返しにはなってしまいます。

資料3-1の15スライドの需要家の費用負担と、市場の値差の話ですけども、ここで整理いただいたことは、結局、これは課題が多くて、結論を出すには時間がかかると思いますが、事務局さんの見通しだというように受け取りました。

かねがね、他のオブザーバーも含めまして、これを早く検討してほしいということをお願いしていたわけですが、ここに時間がかかるといふことであれば、その時間がかかる間は、やはり二つの市場間の値差というのは、なるべく小さくしていくように、結論が出るまではしていただきたいというのが小売事業者としての立場でございます。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。私の方から見えているご発言希望は以上のおりなんですけども、もし、私が見逃している方とかいらっしゃったら教えていただければと思いますけれども、皆さん大丈夫ですか。ありがとうございます。ご質問というよりもコメントが多かったですが、もし事務局の方から何か付け加えるご説明等ありましたらいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○小川電力基盤整備課長

さまざまなご意見等ありがとうございました。一つ、二つぐらいですか、今回まず価格水準を決めるに当たってのアンケートのやり方、結果的に複数の方からご指摘いただいていますように、当初のアンケートで、ある程度幅を持った形でやっていたことが、もう少し細やかにやっておけばおっしゃっていたような示し方、もう少しあったのではないかとこのころは感じているところでありまして、そういった意味でも、今後の検証の必要性もご指摘いただいております、いずれにしろ取引の実態、あるいは、このアンケートをいずれにし

ろどこかの段階でやっていく必要もあると考えておりますので、その辺はご指摘を今後に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、もう1点の価格、差額の需要家負担というところは、早期にという点、それはもうまさにおっしゃるとおりかと思えます。

ただ1点、今のご指摘の中、皆さんのご指摘には触れられていない点としてあえて申し上げますと、現状も需要家に負担を求められないわけではない、むしろ一律に、機械的にというところが皆さんのご要望というふうに認識しております。これについては、これまで行った実態調査などを見ると、必ずしもコストのところの実態、一律ではないというところをどう考えていくのか、一律であれば明確になっているところ、例えばFITの賦課金とかというところでの一律であるとそこは明確なわけですけれども、そうでないところについて一律にどういうふうなものにしていくのか、この辺は具体的なところ、そのお示しの仕方も含めて、まさに今後ご議論いただければというふうに思っております。

事務局の方からは以上ですけれども、1点追加で言いますと、エネットさんからのご指摘のところの、評価のところ、また、このタスクフォースの間でもご議論、今後していただくことになると思えますし、当然のことながらまた実務ベースでも意見交換させていただければというふうに思っております。

事務局からは以上になります。

○大橋座長

ありがとうございます。本日、資料の3-1で議論させていただいた再エネ価値取引市場は、思えば7月ごろからその価格水準なり、あるいは仲介事業者の在り方なり、さまざまな論点について熱心にご議論をいただきました。ありがとうございます。

本日も難しい論点、幾つかありまして、最低価格や、あるいは、市場の値差と需要家負担については、本日非常に多くコメントいただいたところでございます。委員の方々、おおむね賛同する声が大きかったとは思いますが、やはり検証を通じて今後、今回決める、今回案としていただいたものについて、本当に正しかったのかどうかということはしっかり検証していくことが重要だというご指摘も賜ったところでございます。

委員からもいただきましたが、11月に取引開始ということ踏まえ、そろそろ取りまとめをしていかなきゃいけないということでございますので、そうした委員のご意見、今後に向けてしっかり議論していくことを前提として、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえて早急に報告書を取りまとめいただいて、本審議会でのご報告の上でパブリックコメントにかけていただくということをお願いできればというふうに思っております。こうした方向でオブザーバー、委員の方々よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まだ本日議題ありますので、よろしければ続いて議題2、今後の供給力確保策についてということで資料4に基づいて事務局からご報告をお願いできればと思えます。

○小川電力基盤整備課長

それでは、資料4-1、4-2に基づきまして、供給力確保策、先ほどの非化石とは全く

別、ただ、広い意味で言いますとカーボンニュートラルと安定供給の両立という側面での、安定供給のところについて、本日このタスクフォースの小委員会、電力・ガス基本政策小委員会でお示した資料そのものになりますけれども、それらをまとめて簡潔にご報告したいと思います。

まず、資料4-1でありますけれども、一つ目は、燃料在庫の状況ということで4ページをご覧くださいと思います。

こちらは昨年冬の需給ひっ迫を受けまして、その後、それまでなかなかリアルタイムでは見ていなかった大手各社のLNGの在庫というものを、しっかり確認して備えるということでの情報提供をこれまで行ってきたところでもあります。直近のデータで言いますと、昨年、あるいは、これまでの4年間平均で言いますと、夏、需要が多い時期には、その後、それに合わせてLNGの在庫も減っていく傾向があったわけですが、今年に限って言うと減っていない、むしろ増加している、この辺は天候要因、あまり夏の暑さが厳しくなかった、あるいは発電の各社も昨年の経験を踏まえて、なるべく在庫を確保している傾向はある、いろいろな要因が考えられますけれども、今足元の状況としては、これまでよりは高めの水準であるというところでもあります。

他方、今後ということでは、まだまだ予断は許さないところでもありますし、国際的なLNGの市場価格で言いますと、6スライド目にありますけれども、この時期からしてかなり上がってきているということ。昨年も結果的には累次ではありましたが、必ずしも日本、アジアだけの課題ではなくて、今は欧州でもガスの確保、欧州の場合はロシアとの関係などあるわけですが、既にいろいろな課題が出ているということで、7スライドに記しています。ここは一例、イギリスですが、卸電力市場の価格、アワー当たりにして300円、400円といったところ、これは必ずしもイギリスに限ったものではありませんで、欧州の各地で市場価格が上がっているということもあり、この冬に向けていろいろな意味で対策をしっかり検討していく必要があるというふうに考えております。

そうした中で、二つ目、自家発の焚き増しというところについても今回整理を行っているところでもあります。15ページをご覧ください。

自家発といったときに、右の方に2類型ありますけれども、小売の事業者、あるいは、アグリゲーターと契約を結んでいる、言ってみれば大規模な自家発事業者、例えば鉄鋼業などでは、大きな自家発を持って自社内で使いつつ、余ったものを小売に販売するといった契約を持っている自家発事業者というのが1類型あります。もう一つがその下、そうした常に使っているわけではなくて、むしろ非常用の電源として自家発を持っている。例えば、病院とか、あるいは公共施設でもそういったようなところは増えているところでもあります。

これら、さまざまな種類の自家発がある中で、昨年の冬の経験で言いますと、左にあります送配電事業者から一斉に焚き増しの要請というものが自家発事業者、右の事業者に対してなされまして、結果的に、小売との契約のある事業者に対しても直接に要請が行ったというところに関して、もう少し真ん中に位置する小売、アグリゲーターとの関係を整理する必

要があるということで、今回この要請の仕方、二つを言ってみれば分ける、直接、送配電事業者から要請するルートと、小売、アグリゲーターを介するものと、そういう二つに分けて整理しようということをお示ししております。

そのための準備としてということで、次の16スライドになります。2類型ある自家発電事業者、これを区別しておく必要がありますので、送配電事業者、左に対して、まずもって送配電事業者が必ずしも保有していないデータとしまして、下側の全く非常用の電源というものを持っているだけの自家発電事業者など、あるいは小規模な自家発電事業者、これらについては、資源エネルギー庁の保有しているリストなどを集めるというのがまず一つであります。

そして、送配電事業者で全体像を把握した上での小売、あるいはアグリゲーターが直接契約を持っている自家発電事業者のリストというものを送配電事業者のところに集めることによりまして、送配電事業者の側から見たときに、自分が直接要請するところと、小売、アグリゲーターを介するものというところの区分をあらかじめ明確にしておく。それによって、いざ需給ひっ迫の際に要請を行っていく場合の、どこに対して誰が行うかというのをあらかじめ明確にしておこうというものであります。

また、この場合に、じゃあ幾らの費用、対価でやるかと、要請していくことになるのかといった点、これも今年の需給ひっ迫時には大きな課題になりましたので、そういった点につきましては、今後、監視等委員会を中心として検討を深めていくこととしております。

続きまして、三つ目のキロワットアワー公募というものになります。

これ自身は、ある意味新しい概念でありまして、今、例えば東京エリアでこの冬に向けて行っておりますのは、キロワットの公募になります。言ってみれば、設備容量、いざというときに一定容量の発電をできる能力という形での募集になっております。それに対して、今回検討しておりますのは、燃料不足、あるいは燃料制約、今年の冬にありましたような事態を仮に想定した場合に、あらかじめ燃料を追加的に確保するという形であります。

背景としましては、今回、今年のひっ迫を受けまして、燃料ガイドラインという形で、発電事業者が日ごろから確保しておくことが望まれる燃料についての一定の規律というのは設けられたわけですが、発電事業者においても、例えば起きるかどうか、非常に起きる可能性が低い、あるいは現時点では見定めがつかない、例えば、この冬がどれだけ寒くなるか、寒くならないかもしれない、そういった中で非常に可能性の低いものに備えて燃料を十分に持つておくということはなかなか難しいというところがあります。

そうした中で、そのような可能性のまだ見定めがつかないものについて、今の段階、早めの段階で一定の幅広い需要家の負担の下に、そういった燃料を確保しておくということがあるかどうかといった点でご議論をいただいているところであります。

その場合にどういうものを想定しているのかということで21スライドに、例えばということで具体の事例を記しております。

一つ目は、ある意味、分かりやすいLNGということで言いますと、現時点でも各発電事

業者、必要十分な量は確保しつつも、今後異常な寒さ、この冬に厳しくなるといったような場合には足りなくなるかもしれない。そうした事態を想定しての追加調達を促すというのが一つ目のケースであります。

他方向の一つ目のケースでありますと、もともと確保していた量にプラスしてどれだけ追加調達をしているのかといったところの見極め、なかなか容易でないといったところもあります。

一方、二つ目の例で言いますと、こちらは自家発の事業者、しかも、先ほどの二つの類型で言いますと、二つ目、普段は動かしていないような自家発というケースになります。これは昨年の冬でまさに実例があったところでありまして、日ごろは動かしていない、だから燃料在庫は数日分しか有していないわけですが、一定期間動かしてほしいということであれば、当然そのために必要な燃料、それから船の手配などをするということになりまして、これも要請があつてすぐにできるものではない、一定のリードタイムが必要になるということでありまして、例えば、こういったものについての燃料を確保することが、いざというときの追加的なキロワットアワーにつながるというものであります。

それから、三つ目は、これは同じく自家発事業者ではありますけれども、どちらかというところDRをイメージしたところでありまして、事業者におきまして自社内で使う電力量というのを抑制する。これもあらかじめ分かっていたら、例えば1月、2月に関しては休みを増やすとかということで結果的に売電量を増やす、ひいてはキロワットアワーというものの供給が増えるということでありまして。

こういったさまざまな類型が考えられるわけでありまして、こういったなかなか世界的にも例を見ないキロワットアワーの公募というものを、やるか、やらないかの判断は今後として、仮にやる場合にどのような形の仕組みがあり得るのかという点を電力・ガスの基本政策小委員会で本日もご議論いただいたところでありまして。

幾つか論点を簡単にご紹介しますと、22 ページ、まずはそのタイミングの話になります。ある程度、もうひっ迫が見えているときでありますと、むしろ事業者の方で動くということでありまして、むしろここでの議論は、そういった市場価格も特に変化がないという状況であります。そういった意味では、例えば冬1、2月を想定すると、11月といったような時期、かなり前の時期というのが想定される場所でありまして。

その場合の調達量といったところでは、次の23 スライドでありますけれども、なかなか具体的な不足量というのは見極めが難しい。そういった場合には、保守的に考えていく必要があるといった点。あるいは、1、2カ月前の調達ということでは、その後、1カ月前、2週間前、それぞれの段階において講じられる対策というものもあるものから、そういった点を見定めながら2カ月前に行う調達の量というのは考えていけばいいのではないかとというのが論点の二つ目になります。

24 スライド目、調達対象のところは、先ほど想定事例で触れましたけれども、追加性、特に燃料に関して何をもって追加性ありといった、誰がいつどのように判断するかとい

た点は今後の大きな課題ということで、本日も委員からご指摘をいただいているところがあります。

また、ディマンド・リスポンスというものも当然排除されるものではありません。一方で、これについても追加性の判断というのが重要になってくるというところでもあります。

その他、四つ目の公募主体、ここは送配電事業者、複数であれば、そういった複数の事業者での共同調達といった点、それから、次の論点五つ目になりますけれども、到達したキロワットアワー、これをどのような形で市場に出していくかといった点も論点というふうに考えております。

さらには、最後、費用負担といった点が今後の議論であるところでもあります。

以上が今度の冬に向けての供給力確保策としてご議論いただいているところでもあります。

続きまして、資料4-2、こちらは22年度、来年度に向けた供給力確保策になります。

背景としましては、スライド5ページになります。これは先月の同じく電力・ガスの小委員会でお示した22年度の見通しになりますけれども、枠囲いしてありますとおり、来年の夏に関しては、東京、中部、北陸、関西など、全国七つのエリアで、一般的に必要な、最低限必要とされる予備率3%ギリギリであるという点。それから、来年度、次の冬、22年度の冬に関しては、東京エリアではマイナスであるといった点。

まだ、1年、しばらく先ということでありましての今後この精度を上げていくというのはありますし、そのために、まずもって保守点検時期の調整というのに既に着手しているところではありますけれども、一方で、現時点においてこういった厳しい見通しが示されている、さらには、ここに含まれていない形で今後電源の休廃止が行われる可能性があるということで、今、併せて対策の方もご議論いただいているところでもあります。

一つ目としましては、休廃止予定電源の事前確認というところでありまして、仮にこういう厳しい状況の中で、今後、休廃止していくものがあるのだとすると、それらの電源については、なかなか一定の事前の確認、もちろん、休廃止の判断自身は各発電事業者の経済合理的な判断になってくるわけですけれども、その点についての、ある意味、透明性の確保が求められるという観点で幾つか論点、ご議論をいただいているところでもあります。

具体的には、例えば10スライド目で確認の対象、今後休廃止の可能性を有しているものについては、それらについて一定の確認の手続きが必要でないかといった点。その際に、必ずしも経済合理性というところの判断とともに、むしろマッチングの促進という観点から、小売にとって必要な情報をしっかりお示していくという点での論点2、11スライドになりますけれども、どういった情報が必要か。本日の小委員会でもご意見をいただいておりますけれども、ここにあるような燃料種、あるいは、固定費といったもののみならず、もう少し情報を追加することで小売の側の判断もしやすくなるのではいかといったご意見もいただいております。

こういったマッチング、あるいは事前確認というのを経た上で、14スライドになりますけれども、来年の夏については、追加の供給力公募というものを行う必要があるのか、ない

のか、これを年内に判断していく必要があるというふうに考えているところでもあります。

もう1点、追加の供給力公募、今、足元では東京エリアで行っているところではありませんけれども、16スライドにあります、仮に来年度同様のことを実施する場合には、先ほど冒頭にありましたような、1エリアにとどまらず複数のエリアで予備率が不足するということが考えられるということから、幾つか仮に行う場合の実施主体でありますとか、さらには、当然、費用負担の方法といった点などについても議論を深めていく必要があるということで幾つか論点をお示ししたところでもあります。

事務局からのご説明は以上になります。

○大橋座長

ありがとうございます。それでは、ただ今の報告の内容について発言ご希望される方は、先ほど同様にチャット欄にその意思を示していただければと思います。よろしくお願ひします。いかがですか。

既に、電力・ガスの基本政策小委でも議論していただいた内容かもしれないんですけど、改めてご発言いただいてもいいですし、あと、オブザーバーの方ももしあればぜひいただければと思います。

ありがとうございます。加藤オブザーバーですね。電源開発の加藤オブザーバーお願ひします。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

加藤です。聞こえていますでしょうか。

○大橋座長

はい、聞こえています。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

私からは1点ご質問させていただきたいと思います。

休廃止予定電源の事前確認について、11シートに、マッチングに際しては、電源の所在エリア、燃料種、最低契約容量、当該電源の固定費単価を小売事業者に個別に開示することとしてはどうかとご記載いただいております。

基本的な理解として、このようなマッチングに際して、売りと買いの協議の結果次第では休廃止に追い込まれてしまいかねない電源がこの場にさらされているのだと思います。このような場合には、ここに書いてあるような情報が強制的に開示されることでは当然なく、掲示板を見てコンタクトをされてきた小売事業者と発電事業者との間の個別協議の中で必要に応じて開示をしていく、これが民衆の協議の大前提と認めてお願ひいたします。この開示が強制的なものではないということだけ確認させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○大橋座長

ありがとうございます。最後にまとめて確認の方はさせていただければと思ひます。

他にいかがでしょうか。東北電力ネットワークの阿部オブザーバーお願ひします。

○阿部東北電力ネットワーク株式会社電力システム部技術担当部長
東北電力ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○大橋座長
はい。

○阿部東北電力ネットワーク株式会社電力システム部技術担当部長
それでは、私の方からも2点ほどコメントをさせていただきます。

まず、需給調整市場の取引状況につきましては、運開以降調達不足となる場面が見られたということで、14 ページにお示していただいているとおり、商品ブロック時間の短縮や、三次②を同時化の見直しなど、市場ルールの見直しに向けた検討をいただいておりますし、一般送配電事業者としてはありがたいと考えてございますし、引き続きしっかりと検討にご協力させていただきたいと考えてございます。

2点目は、スライド 12 以降に調整力公募から需給調整市場に本格的に移行される 2024 年度移行の運用について懸念点をまとめていただいております。

これらはいずれも重要な論点と考えてございまして、日本全国で必要な調整力を広域的に有効活用すること長期的にしっかり確保されそれが実需給場面で確実な運用につなげていくということが非常に重要であると考えてございますので、そのような観点も含めて引き続きご検討をお願いできればと思います。

一般送配電事業者としても、16 ページに記載していただいているとおり、複数気象モデルの活用による再エネ予測制度の向上など、調整力必要量の低減などコスト低減に向けた取り組みをしっかりと行ってまいりたいと考えてございますので、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。

他はいかがですか。この冬と、あと、来年度に向けての供給力確保ということですが、ありがとうございます。小宮山委員お願いします。

○小宮山委員

小宮山でございます。私からは、資料 4-1 のキロワットアワー公募の在り方に関しまして、23 ページ目の②の調達量の点に関しましてでございますけれども、資料にご記載のとおり、キロワットアワー不足に備えた調達量をあらかじめ具体的に定めることは、調達時期とともに大変難しい問題かというふうに認識してございます。

キロワットアワーの調達におきまして、例示いただいておりますとおり、冬季の高需要期、1 週間の電力需要の一定比率、そうしたことも十分公募として考えられるかと思います。

その際に、電力の需給におきまして、申し上げるまでもなく、同時増量が前提になるかと存じますので、同時増量バランス維持を踏まえた上での調達量を考えることが大丈夫になるかと思っておりますので、その点、ご考慮いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。他の委員、オブザーバーの方はいかがでしょうか。中部電力の花井オブザーバーをお願いします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力の花井でございます。ありがとうございます。

私の方からは、22年度に向けた供給量確保策についてということで、追加の供給力公募の事業者負担の在り方について意見させていただきます。

スライド17にあらかじめ供給力を確保した場合に、その点は考慮すべきかとあります。これは21年度のところにも同様な記載がありますが、容量市場との整合を踏まえすと、この点は考慮する方がよいと考えております。容量市場は、電事法上の供給力確保義務を小売電気事業者が達生するための手段として位置付けられ、その費用が容量拠出金として事業実績において小売電気事業者から徴収するものとされております。この考え方にに基づきますと、容量市場は、わが国に必要な供給力全体を小売電気事業者が受益と負担の観点から公平に支える仕組みとなっており、容量確保契約発行後の24年度以降は、電系線による市場分担以外は小売電気事業者間の負担に差が生じないということになります。現在は、容量確保契約の発行前ではありますが、電気事業者に課せられた義務と、小売電気事業者間の負担の公平性から、供給力が不足した場合のエリアの追加の供給力確保には、当該エリアの小売電気事業者の供給力確保状況を考慮する方がよいのではないかと考えます。

また、前回も発言しましたが、供給力の確保状況に応じて負担をする仕組みということで、追加供給力公募の前に行うマッチングにおいては、小売電気事業者の供給力確保インセンティブを高くできるため、マッチング促進の観点からも望ましいと考えております。

以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。おおむね発言希望の方は指名をさせていただいた感じでおりますが、もしよろしければ、事務局の方からコメントなりご意見あればいただければと思います。

○小川電力基盤整備課長

事務局からお答え申し上げます。

まず、電源開発の加藤さんからご質問いただきました、マッチングのときの情報開示というところについてであります。ご質問の趣旨、休廃止を考えているような電源について、どこまで何を開示するかは、個々の民衆の協議であるというご指摘、ご理解だったかと思えます。基本はそういう前提なんです。ここで今回、こういったマッチングの仕組み、休廃止予定電源の事前確認ということをご議論いただいている背景としましては、既に、日本全体の供給力がかなり厳しい状況になっているということでありまして、言ってみれば今までとはちょっと前提が異なってきているということでもあります。

そういう意味で、これまでも各発電事業者の方におかれては、休廃止前にいろいろな小売に声掛けをして、それでも買い手がつかずに休廃止に至ったというご説明は聞いている一方、小売サイドにお話を伺いますと、必ずしもそこでの情報提供が十分でないといったところもありまして、そういった意味でのバランスを取るということでここに今お示ししているものであります。

そういった意味で、ご質問との関係で言いますと、協議の中で必要に応じというようなものというよりは、最低限こういった情報についてはお示した上で協議がまとまらなかったら、それはやむを得ず休廃止に至るということ、それが何につながるかと言いますと、仮にそういった形で休廃止していくものが増えた場合に、その後には必要量の公募というのにもつながってくるわけですので、その前段階においては発電事業者、小売事業者間でのマッチング努力がお互いにとって最大限なされたというのを確認する上での必要情報ということでお示ししているものであります。

もちろん、具体のところ、もう少しこういった情報が必要、あるいは、これはさすがに難しい、そういったご議論はあると思えますけれども、基本はそういった形で強制、任意ということと言いますと、任意というよりは、これについては求められれば開示という位置付けのものというふうにご理解いただければというふうに思います。

それから、公募については、さまざまご意見をいただいております。特に、負担のところにつきましては、いろいろな小売の供給力確保というところ、今しがた中部電力花井さんからは、その状況を踏まえてというお話もありましたが、この供給力を確保している場合、していないというのは、何でどう見られるのかといった点など、さまざま考慮する点があると思えますので、そういった点も踏まえながら、具体の費用負担のところは今後検討を深めていきたいというふうに考えております。

事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。もし、追加でご発言あればいただければと思えますけれども。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

すみません。J-POWERの加藤です。よろしいでしょうか。

○大橋座長

はい、どうぞ。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

小川課長からの説明ありがとうございます。もう少しだけ確認をさせていただきたいのですが、今おっしゃっていた追加の情報開示は、発電情報掲示板にさらに詳細な情報を開示せよという話ではなく、個別協議の中でももう少し詳細な情報を追加で開示すべきではないかというご指摘だと理解をいたしました。

それについては、電取委さんに、開示すべき情報の事前確認をして合理性を確認するとい

う手続きということによろしいでしょうか。

追加情報を掲示板にさらに細かくアップするとなると、売りと買いの協議がやりにくくなると思いますか、悪い影響を与えかねないのではないかとといったことも懸念をしておりますので、やはり個別協議の中でさらに情報の開示を充実させていく方向で進めていただければと思います。

私からは以上です。

○大橋座長

もしよろしければ事務局から。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。今、加藤オブザーバーからご指摘があった、ご確認いただいたとおりでありまして、ちょっと私の説明、スライドの 11 をもう一度ご覧いただければと思いますが、掲示板では掲載できる情報、掲載している情報には限りがあって、それ以上のものは別途小売事業者に個別に開示することとしてはどうかというところでもありますので、まさにおっしゃっていただいたとおり、ここにお示ししている燃料種、その他、固定費単価といったものを掲示板にという趣旨ではなくて、それらは個別に小売事業者にという趣旨で記しているところでもあります。

○大橋座長

ありがとうございます。さまざまご意見いただきました。ありがとうございます。本日は、親委員会である基本政策小委でご議論していただいた内容をご報告していただきながらの皆さまからご意見をさらに頂戴したという形にさせていただきました。

とりわけ、供給力確保策については、引き続き検討を深めていかないといけない部分ですので、これは本作業部会で言うと、容量市場も関わる場所もございますので、引き続き議論について、皆さま積極的に参加していただければなというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、最後の議題になりますけれども、議題 3、需給調整市場についてということで、これは資料の 5 に基づいてご説明の方、事務局よりお願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。それでは、資料 5 需給調整市場の取引状況になります。

まずは、初めにということで、2 ページ目をご覧いただければと思います。

需給調整市場に関しましては、この 4 月に開設されまして、まずは三次調整力②というものの、再エネの予測誤差に対応する調整力についての取引が始まりました。

こうした中で、本作業部会におきましても、4 月の時点で、この新しい市場の開設直後の状況としての課題、調達不足ということについてご報告したところでもあります。

その後、こうした課題克服に向けての議論、関係機関などで議論がなされてきております。

この市場開設から、あるいは前回のご報告からは 5 カ月ぐらいになるということで、その後の状況について本日ご報告するとともに、今後、順次 2024 年度に向けて新しい商品が取

引されていくに先立ちまして、今後の課題という点についてご報告できればというふうにご考えております。

まず、需給調整市場の概要、全体的なもので言いますと、3スライドに記しておりますけれども、ここで言いますと2021年度以降という、右の方ですね。従前は各エリアの送配電事業者が公募により実施していたものについて、現在、順次ということではあるんですけれども、需給調整市場というところで、エリアを超えて市場から調整力を調達するという仕組みになってきております。

その場合に、順次というところにつきましては、スライド5ページになりますけれども、まず始まっていますのが再エネ予測誤差に対応した三次②というところで、5スライド目と言うと一番上のところ、この後、三次①、あるいは、一次、二次といったところにつきましては、2024年度、容量市場の開設に併せてということと予定されているところであります。

続きまして、7スライド目、この取引状況になります。ここで言いますと、右下の表、その中でも一番右の列を見ていただければと思います。4月から始まって、当初は落札量というのが募集量に満たないと、八十数%であったということが課題として当初挙げられておりました。直近の数字ということで、9月に関しては99.7%となっております。そういった意味での4月当初の調達不足というところに関して言うと、おおむね解消されているという状況であります。

続きまして、量と併せて単価ということでは9スライドにまとめております。約定単価は、平均単価で言いますと、夏ごろにかけて少し上昇、その後、少し下がってきているというところがあります。

こういった取引が進められている中で幾つか今後に向けての課題、懸念というところで12スライド目にまとめております。

まず一つ、23年度までは調整力公募、各エリアごとで行っている公募と併用されているということで、今ありました三次調整力②というものの調達不足が生じて、問題が生じることにはなっていないというところではありますが、24年度からは、もう需給調整市場一本になりますので、そういった点を見据えての課題というところを幾つか整理しております。

一つ目、市場のみでの確実な調整力の調達ができるかというところで、13スライドに記しております。具体的に、どのような取り組みが必要になってくるかというところにつきましては、引き続き検討ではありますけれども、この点、24年度以降を見据えての確実な調整力の調達というところについての検討をさらに行っていく必要がある。具体策としては、特に広域機関の委員会の方で14ページ参考スライドに記しておりますけれども、商品設計も含めて検討いただいているところがあります。

それから、続きまして、二つ目15スライドになりますけれども、そもそもの募集の点になります。先ほど調達不足、4月当初は80%代、しばらく未達というのが続いていたということ、直近価格では解消してきているということをご報告申し上げました。

他方、その要因というところを見てみますと、ここで言うような、そもそもの募集量というものの自体が当初は課題だったのではないかとといった点もあるところであります。15 スライドのグラフにありますけれども、想定に必要な量と実績に必要な量というのを見たときに、やはり当初は想定に必要な量が少なかったのではないかと。この点、三つ目のポツにありますけれども、予測精度向上に向けた取り組みが別途進められる中で、複数の気象モデルの活用というのが有用であるということで、7月、8月、幾つかの送配電事業者が取り入れていく中で、募集量というものの課題であったところのが、少し減ってきたというところも見て取れるところであります。そういった意味での予測精度、特に再エネの予測誤差に対応した三次調整力②に関して言いますと、こういった点、より取り組みを進めていく必要があるというふうに考えられるところであります。

続きまして、市場参加者の拡大、これについては18 スライドに記しております。当初に比べまして、取引参加者は少しずつ増えている、さらには、この後、新たに参加しようとしている事業者も増えているところではありますけれども、この点、継続的な取り組み、実際に市場参加を希望している事業者の声なども聞きながら、やはり提供者を、応札量を増やすためにも参加事業者を増やしていくということが重要というふうに考えております。

19 スライド、4点目は、一層の広域調達の活性化というところであります。この点、連系線の空き容量の適正化といった点、その他、これまでも先ほどお示ししたような応札量の増加、募集量の適正化といった点も重要になってくるというところであります。

最後のスライド、今後というところでありますけれども、取引、今後、この需給調整市場での取引対象も増えていくところであります。日々なされる市場取引の状況をしっかりフォローしつつ、必要な対応というところ、関係機関と調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

需給調整市場に関する事務局からのご報告は以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。三次調整力②を中心にして、需給調整市場の足元の取引状況とその課題、あと、今後その課題をどうこなしていくのかという方向性について示していただいたということでもあります。残りのお時間を使って、委員、オブザーバーの方々からご意見賜われればと思いますので、同じようにチャット欄でいただければと思います。よろしく願います。ありがとうございます。辻委員をお願いします。

○辻委員

辻です。ご説明ありがとうございました。

15 ページのところ、ご説明いただいたように、今回9月辺りから、非常に99.7%ということで改善、見えてきたということで、その理由の一つとして募集量の見直しということがこれまで進められてきているということをご説明いただきました。

募集量を適切に見直すということで、非常にうまく現状動いているように見える点ではよいと思うんですけども、一応、9月の評価に関しては、前の方のページに9月の上旬の

2週間分の評価ということが記載あったと思いますので、まだちょっと短い期間の中では整合的のように見えるということですが、引き続きもう少し長い期間で評価をしないといけないというのは当然あると思いますので、引き続き精査をお願いできればというふうに思います。

また、この必要量の妥当性については、注釈のところにも書いてありますけれども、実際の発動の実績等を見ながら、毎年見直していくというメカニズムと理解しておりますので、その点も含めて引き続きご検討をお願いしたいと思っております。

あと、募集量の適正化という話で言いますと、以前のこのタスクフォースの中でも発言しましたけれども、以前からこの三次②の調整力の地域間のならし効果ということを見込んだ共同調達という話もあったかと思えます。そういったところも引き続きご検討いただき、募集量の適正化というか、その検討をまた深めていただければと思っております。

では、以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。電源開発の加藤オブザーバーをお願いします。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

加藤です。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

はい、大丈夫です。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

2点簡単にコメントさせていただきたいと思えます。

1点目、資料に記載のとおり、将来的に市場参加者を拡大させて、需給調整市場での確実な調整力の調達を実現していかないと考えております。そのためには、やはり市場参加の条件を公平公正なものにしていただいて、いろいろな電源が参加をして、フラットに市場原理に基づいて取引ができるような環境づくりが不可欠だと考えてございます。その意味で、三次②についてのルール見直しの検討が行われておりますが、三次②だけにとどまらず、これ以降の商品においてもイコールフットイングを前提に詳細設計が行われるように期待をしております。よろしく願いいたします。

それから2つ目ですけれども、19シートで、広域調達の一層の活性化について記載をいただいております。こちらにつきましては、調達コストの低減に資するだけでなく、エリアで偏在している調整力がより活用されることにつながりますので、元々の趣旨である調整力の確実な調達に資するものでございますので、検討を進めていくことについて賛同いたします。

弊社としても、ぜひぜひ協力をしてまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。東北電力ネットワークの阿部オブザーバーをお願いします。

○阿部東北電力ネットワーク株式会社電力システム部技術担当部長

東北電力ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○大橋座長

はい。

○阿部東北電力ネットワーク株式会社電力システム部技術担当部長

それでは、私の方からも2点ほどコメントをさせていただきます。

まず、需給調整市場の取引状況につきましては、運開以降調達不足となる場面が見られたということで、14 ページにお示していただいているとおり、商品ブロック時間の短縮や、三次②を同時化の見直しなど、市場ルールの見直しに向けた検討をいただいておりますし、一般送配電事業者としてはありがたいと考えてございますし、引き続きしっかりと検討にご協力させていただきたいと考えてございます。

2点目は、スライド 12 以降に調整力公募から需給調整市場に本格的に移行される 2024 年度移行の運用について懸念点をまとめていただいております。

これらはいずれも重要な論点と考えてございまして、日本全国で必要な調整力を広域的に有効活用すること、これらが長期的にしっかり確保され、また、それが実需給場面で確実な運用につなげていくということが非常に重要であると考えてございますので、そのような観点も含めて引き続きご検討をお願いできればと思います。

一般送配電事業者としても、16 ページに記載していただいているとおり、複数気象モデルの活用による再エネ予測制度の向上など、調整力必要量の低減などコスト低減に向けた取り組みをしっかりと行ってまいりたいと考えてございますので、引き続きよろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○大橋座長

ありがとうございます。続いて中部電力の花井オブザーバーをお願いします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力の花井でございます。ありがとうございます。

事務局の方から取引状況から見える懸念点ということでまとめていただいております。ありがとうございます。

調整力として活用可能な電源確保における容量市場と需給調整市場との関係を踏まえ、2024 年度移行の調整力運用に関して2点意見させていただきます。

1点目は調整電源の余力活用について、スライド 13 の記載のとおり、現状の運用で調整力の調達不足が生じた場合、電源Ⅱの余力活用が需給運用のセーフティーネットとなっています。24 年度以降は、電源Ⅱ契約がなくなり、容量市場におけるリクワイアメントとなる余力活用の契約をセーフティーネットとして機能させ、現行と同等の安定供給を確保する必要があると考えます。

余力活用契約の役割については、広域機関の需給調整市場検討小委員会で議論されており、電源トラブル時や調達不足時等による緊急時には、電源の追加機能ができるというふうにされておりますので、この整理の方向で進めていただき、余力提供の実効性を確保していただければよいと考えます。

具体的な内容等については、十分な供給力が確保できず、安定供給に支障を来す恐れがある場合は、その状況に応じて一般送配電事業者が柔軟に電源の追加機能を判断できるようにすることが望ましいと考えます。現行の電源Ⅱの契約書や募集要項の表現を参考に、契約内容等を検討いただければと思います。

2点目は、調整電源の事前確認についてです。調整力として活用可能な電源は、容量市場でのリクワイアメントで調整機能や量を確保していることとなります。需給調整市場で調達不足を発生させないためには、まずは必要力を満足する調整電源が十分に存在することが大前提と考えます。このため、容量市場における落札結果を、調整機能の観点からも確認評価する仕組みについて検討を深める必要があると考えます。調整電源は 8,760 時間必要となりますので、電源や送電設備の作業調整結果を踏まえた上で、適切な調整電源が確保されていることを確認評価する必要があります。

需給調整市場の検討と連携しつつ、容量市場の仕組みの中でも必要な調整電源の存在が確認できるよう検討の深掘りをお願いいたします。私たちも協力させていただきます。

以上でございます。

○大橋座長

論点ありがとうございます。他にいらっしゃいますでしょうか。

ご発言の希望は大丈夫ですか。

それでは、ご意見も頂戴したところですので、事務局からもし何かリプライありましたらいただけますでしょうか。

○小川電力基盤整備課長

ご意見ありがとうございます。いずれも重要なお指摘をいただいておりますので、これは本当に継続的に、関係部局と協力しながら検討を深めていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

○大橋座長

ありがとうございます。本日の議題は以上なんですけれど、もし全体を通じてご発言ご希望があれば、いただければと思いますけれども、委員、オブザーバーの方いかがでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思っております。かつつなご議論ありがとうございます。最後に事務局からもし何かありましたらお願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

特にありません。また、次回開催については、決まり次第ホームページで公表するよういたします。

事務局からは以上です。

○大橋座長

ありがとうございます。それでは、これもちまして第 57 回制度検討作業部会を閉会といたします。初めての座長でいろいろ皆さんご迷惑をお掛けしたのか、発言しにくかったのか、反省すべきところあればぜひ、またそれも併せていただければと思います。本日遅くまでどうもありがとうございました。

○小川電力基盤整備課長

どうもありがとうございました。

○大橋座長

ありがとうございます。